
*
* 柏原市議会定例会議案 *
* (追加) *
* 令和5年第4回 *
*

(令和5年12月22日)

目 次

令和5年12月22日 (追加)

議案等番号	議 案 等 名	ページ
議案第86号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	1
議案第87号	一般職の職員の給与に関する条例及び柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	3
議案第88号	柏原市文化・スポーツ国際交流基金条例の一部改正について	16
議案第89号	柏原市手数料条例の一部改正について	18
議案第90号	柏原市国民健康保険条例の一部改正について	21
議案第91号	柏原市空家等対策協議会条例の一部改正について	24
議案第92号	令和5年度柏原市一般会計補正予算(第9号)	26
議案第93号	令和5年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	49

議案第 86 号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 12 月 22 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年柏原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中

「

	388,600円
	438,700円
	492,000円
	555,700円
	634,100円

」

を

「

	405,000円
	455,100円
	508,400円
	574,500円
	655,500円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 87 号

一般職の職員の給与に関する条例及び柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例及び柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 2 月 2 2 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例及び柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年柏原市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(初任給)」を付する。

第4条の2に見出しとして「(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)」を付する。

第4条の3に見出しとして「(任期付短時間勤務職員の給料月額)」を付する。

第22条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 一般職給料表（第3条第1項関係）

職員の区分	職務の等級 号給	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級	1等級	特2等級	特1等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400

44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			

91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
94		295,900	343,600						
95		296,200	344,100						
96		296,600	344,500						
97		296,800	344,700						
98		297,100	345,100						
99		297,500	345,500						
100		297,900	345,800						
101		298,100	346,100						
102		298,400	346,500						
103		298,800	346,900						
104		299,100	347,300						
105		299,300	347,800						
106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						
108		300,300	349,000						
109		300,500	349,500						
110		300,900	349,900						
111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000							
115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							
定年前再任用短時間勤務職員	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	

別表第2 医療職給料表（第3条第1項関係）

職員の 区分	職務の 等級 号給	4 等級	3 等級	2 等級	1 等級	特 1 等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	

44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400

91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			
137	301,900	332,700			

138	302,200	333,100				
139	302,600	333,500				
140	302,900	333,900				
141	303,100	334,200				
142	303,500	334,600				
143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					
166	310,600					
167	310,900					
168	311,200					
169	311,600					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年柏原市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の120」を「100分の125」に改める。
別表を次のように改める。

別表 会計年度任用職員給料表（第4条第1項関係）

職務の 等級	1 等級
	給料月額
号給	円
1	162,100
2	163,200
3	164,400
4	165,500
5	166,600
6	167,700
7	168,800
8	169,900
9	170,900
10	172,300
11	173,600
12	174,900
13	176,100
14	177,600
15	179,100
16	180,700
17	181,800
18	183,200
19	184,600
20	186,000
21	187,300
22	189,600
23	191,800
24	194,000
25	196,200
26	197,900
27	199,400
28	200,900
29	202,400
30	203,800
31	205,200
32	206,600
33	208,000
34	209,300
35	210,600
36	211,900
37	213,200
38	214,400
39	215,600
40	216,700
41	217,800
42	218,900
43	219,900
44	220,900
45	221,800
46	222,700
47	223,600
48	224,500
49	225,400
50	226,300
51	227,200
52	228,100
53	228,900

54	229,800
55	230,700
56	231,500
57	231,800
58	232,600
59	233,300
60	233,900
61	234,500
62	235,200
63	235,800
64	236,300
65	236,800
66	237,300
67	237,800
68	238,400
69	238,900
70	239,400
71	239,900
72	240,400
73	240,900
74	241,400
75	241,800
76	242,300
77	242,800
78	243,300
79	243,800
80	244,300
81	244,700
82	245,200
83	245,600
84	246,000
85	246,400
86	246,800
87	247,200
88	247,600
89	248,000
90	248,500
91	248,800
92	249,100
93	249,400

第4条 柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（附則第4項において「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和5年4月1日から、第22条第2項及び第3項並びに第23条第2項の規定は令和5年12月1日からこの条例の公布の際現に在職する職員に限り、適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（附則第5項において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）別表の規定は令和5年4月1日から、第6条の規定は令和5年11月30日からこの条例の公布の際現に在職する職員に限り、適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 5 改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 88 号

柏原市文化・スポーツ国際交流基金条例の一部改正について

柏原市文化・スポーツ国際交流基金条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和 5 年 1 2 月 2 2 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市文化・スポーツ国際交流基金条例の一部を改正する条例

柏原市文化・スポーツ国際交流基金条例（平成3年柏原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

辻井義治記念文化・スポーツ国際交流寄附金	25万円
----------------------	------

」

を

「

辻井義治記念文化・スポーツ国際交流寄附金	30万円
辻井清吾	5万円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 89 号

柏原市手数料条例の一部改正について

柏原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 2 月 2 2 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市手数料条例の一部を改正する条例

柏原市手数料条例（昭和32年柏原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条第6号中「事務」の次に「又は法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「又は法第48条第2項」を「、法第48条第2項」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 法第120条の3第2項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

第2条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同条第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 法第120条の3第2項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号

の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定する方法に限る。この号及び第6号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき
400円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第90号

柏原市国民健康保険条例の一部改正について

柏原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年12月22日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

柏原市国民健康保険条例（昭和42年柏原市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第20条第1項各号」の次に「(同条第3項及び第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」を加え、「若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第20条の3第1項（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第14条若しくは第14条の4の規定により算定した基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第2項第1号（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第20条の4第1項各号（同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第2項各号（同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」に改め、同条第2項中「若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第20条の3第1項に定める第14条若しくは第14条の4の規定により算定した基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第2項第1号に定める額、第20条の4第1項各号に定める額若しくは同条第2項各号に定める額」に改める。

第20条の3第2項を次のように改める。

2 当該年度において、第20条第1項の規定の適用を受けることとなる納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減額して得た額とする。

(1) 第14条又は第14条の4の規定により算定した基礎賦課額の被保険者均等割額に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各

号アに掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を控除して得た額

(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

議案第91号

柏原市空家等対策協議会条例の一部改正について

柏原市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年12月22日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

柏原市空家等対策協議会条例（平成28年柏原市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第92号

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度柏原市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76,541千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,844,302千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月22日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 諸 収 入		1,633,649	76,541	1,710,190
	5 雑 入	1,327,096	76,541	1,403,637
歳 入 合 計		29,767,761	76,541	29,844,302

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		254,546	△ 2,071	252,475
	1 議 会 費	254,546	△ 2,071	252,475
2 総 務 費		3,083,640	66,252	3,149,892
	1 総 務 管 理 費	2,404,481	62,927	2,467,408
	2 徴 税 費	383,535	△ 1,731	381,804
	3 戸籍住民基本台帳費	205,707	14,770	220,477
	4 選 挙 費	51,719	△ 3,768	47,951
	6 監 査 委 員 費	32,093	△ 5,946	26,147
3 民 生 費		14,281,540	11,382	14,292,922
	1 社 会 福 祉 費	7,660,183	△ 2,616	7,657,567
	2 児 童 福 祉 費	4,687,109	20,603	4,707,712
	3 生 活 保 護 費	1,933,348	△ 6,605	1,926,743
4 衛 生 費		2,632,119	△ 26,424	2,605,695
	1 保 健 衛 生 費	1,502,661	△ 18,914	1,483,747
	2 清 掃 費	1,129,458	△ 7,510	1,121,948
5 農 林 水 産 業 費		116,811	△ 4,614	112,197
	1 農 業 費	106,478	△ 4,614	101,864

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 商 工 費		304,972	5,050	310,022
	1 商 工 費	304,972	5,050	310,022
7 土 木 費		2,998,185	863	2,999,048
	1 土 木 管 理 費	263,510	△ 259	263,251
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,100,977	11,278	1,112,255
	3 都 市 計 画 費	428,130	△ 10,156	417,974
9 教 育 費		2,701,278	26,103	2,727,381
	1 教 育 総 務 費	814,204	18,944	833,148
	2 小 学 校 費	499,081	172	499,253
	3 中 学 校 費	577,056	△ 513	576,543
	4 幼 稚 園 費	46,217	530	46,747
	5 社 会 教 育 費	634,300	5,926	640,226
	6 保 健 体 育 費	130,420	1,044	131,464
歳 出 合 計		29,767,761	76,541	29,844,302

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第9号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
19		諸収入	1,633,649	76,541	1,710,190			
	5	雑入	1,327,096	76,541	1,403,637			
		2 雑入	1,325,966	76,541	1,402,507			
						1 雑入	76,541	その他雑入

歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1	1	議会費	254,546	△ 2,071	252,475		△ 2,071			
		議会費	254,546	△ 2,071	252,475		△ 2,071			
		議会費	254,546	△ 2,071	252,475		△ 2,071			
							2 給料	△ 580	4 議会費職員給与費 異動等に伴う増減分	
					3 職員手当等	△ 1,546				
					4 共済費	55				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2	1	総務費	3,083,640	66,252	3,149,892		66,252			
		総務管理費	2,404,481	62,927	2,467,408		62,927			
		一般管理費	848,513	62,927	911,440		62,927			
							2 給料	29,996	1 一般管理費職員給与費 異動等に伴う増額分	
					3 職員手当等	24,934				
					4 共済費	7,997				

(項) 2 徴税費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区	分			金
	2	徴税費	383,535	△ 1,731	381,804		△ 1,731					
		1	徴税費	383,346	△ 1,731	381,615		△ 1,731				
									2 給料	2,861	1 徴税費職員給与費 異動等に伴う増減分	
3 職員手当等	△ 3,081											
4 共済費	△ 1,511											

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区	分			金
	3	戸籍住民基本台帳費	205,707	14,770	220,477		14,770					
		1	戸籍住民基本台帳費	205,707	14,770	220,477		14,770				
									2 給料	9,592	1 戸籍住民基本台帳費職員給与費 異動等に伴う増額分	
3 職員手当等	3,377											
4 共済費	1,801											

(項) 4 選挙費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4		選挙費	51,719	△ 3,768	47,951		△ 3,768			
	1	選挙管理委員会費	25,564	△ 3,768	21,796		△ 3,768			
								2 給料	△ 1,612	1 選挙管理委員会費職員給与費 異動等に伴う減額分
3 職員手当等	△ 1,503									
4 共済費	△ 653									

(項) 6 監査委員費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
6		監査委員費	32,093	△ 5,946	26,147		△ 5,946			
	1	監査委員費	32,093	△ 5,946	26,147		△ 5,946			
								2 給料	△ 2,740	1 監査委員費職員給与費 異動等に伴う減額分
3 職員手当等	△ 2,220									
4 共済費	△ 986									

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
3		民生費	14,281,540	11,382	14,292,922		11,382			
	1	社会福祉費	7,660,183	△ 2,616	7,657,567		△ 2,616			
		1	社会福祉総務費	1,511,630	△ 4,329	1,507,301		△ 4,329	2 給料	△ 2,143
	3 職員手当等								△ 1,660	
	4 共済費								△ 526	
11	後期高齢者医療保険福祉費	1,151,917	1,713	1,153,630		1,713	27 繰出金	1,713	2 後期高齢者医療事業会計繰出金 後期高齢者医療事業会計繰出金	

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2	児童福祉費	4,687,109	20,603	4,707,712		20,603			
	1	児童福祉総務費	450,843	33,375	484,218		33,375			
								2 給料	21,757	1 児童福祉総務費職員給与費 異動等に伴う増額分
								3 職員手当等	9,237	
								4 共済費	2,381	
	3	児童福祉施設費	918,863	△ 12,772	906,091		△ 12,772			
								2 給料	△ 4,392	1 児童福祉施設費職員給与費 異動等に伴う減額分
								3 職員手当等	△ 5,774	
								4 共済費	△ 2,606	

(項) 3 生活保護費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3		生活保護費	1,933,348	△ 6,605	1,926,743		△ 6,605			
	1	生活保護総務費	123,348	△ 6,605	116,743		△ 6,605			
								2 給料	△ 3,208	1 生活保護総務費職員給与費 異動等に伴う減額分
3 職員手当等	△ 1,640									
4 共済費	△ 1,757									

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4		衛生費	2,632,119	△ 26,424	2,605,695		△ 26,424			
	1	保健衛生総務費	712,693	△ 18,914	693,779		△ 18,914			
								2 給料	△ 8,373	1 保健衛生総務費職員給与費 異動等に伴う減額分
3 職員手当等	△ 6,212									
4 共済費	△ 4,329									

(項) 2 清掃費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2	1	清掃費	1,129,458	△ 7,510	1,121,948		△ 7,510			
		清掃総務費	761,455	△ 7,510	753,945		△ 7,510			
									2 給料	△ 4,152
						3 職員手当等	△ 1,931			
						4 共済費	△ 1,427			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
5	1	農林水産業費	116,811	△ 4,614	112,197		△ 4,614			
		農業費	106,478	△ 4,614	101,864		△ 4,614			
		1 農業委員会費	17,017	79	17,096		79			
								2 給料	288	1 農業委員会費職員給与費 異動等に伴う増減分
							3 職員手当等	△ 210		
							4 共済費	1		

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		2	農業総務費	49,744	△ 4,693	45,051		△ 4,693		
								2 給料	△ 2,288	1 農業総務費職員給与費 異動等に伴う減額分
								3 職員手当等	△ 1,554	
								4 共済費	△ 851	

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
6			商工費	304,972	5,050	310,022		5,050		
	1		商工費	304,972	5,050	310,022		5,050		
		1	商工総務費	71,772	5,050	76,822		5,050		
								2 給料	5,710	1 商工総務費職員給与費 異動等に伴う増減分
								3 職員手当等	△ 1,034	
								4 共済費	374	

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
7		土木費	2,998,185	863	2,999,048		863			
	1	土木管理費	263,510	△ 259	263,251		△ 259			
		1 土木総務費	263,243	△ 259	262,984		△ 259			
								2 給料	△ 698	1 土木総務費職員給与費 異動等に伴う増減分
								3 職員手当等	294	
								4 共済費	145	

(項) 2 道路橋りょう費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2	道路橋りょう費	1,100,977	11,278	1,112,255		11,278			
		1 道路橋りょう総務費	93,679	11,278	104,957		11,278			
								2 給料	4,320	1 道路橋りょう総務費職員給与費 異動等に伴う増額分
								3 職員手当等	4,884	
								4 共済費	2,074	

(項) 3 都市計画費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3	1	都市計画費	428,130	△ 10,156	417,974		△ 10,156			
		都市計画総務費	204,447	△ 10,156	194,291		△ 10,156			
									2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△ 2,457 △ 5,137 △ 2,562

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
9	1	教育費	2,701,278	26,103	2,727,381		26,103			
		教育総務費	814,204	18,944	833,148		18,944			
		2 事務局費	434,414	18,944	453,358		18,944			
								2 給料 3 職員手当等 4 共済費	13,721 4,987 236	1 事務局費職員給与費 異動等に伴う増額分

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明		
						特定財源	一般財源	区分	金額			
	2	小学校費	499,081	172	499,253		172					
		1	学校管理費	410,157	172	410,329		172				
								4	共済費	172	1	学校管理費職員給与費 異動等に伴う増額分

(項) 3 中学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明		
						特定財源	一般財源	区分	金額			
	3	中学校費	577,056	△ 513	576,543		△ 513					
		1	学校管理費	514,922	△ 513	514,409		△ 513				
								2	給料	12	1	学校管理費職員給与費 異動等に伴う増減分
								3	職員手当等	46		
								4	共済費	△ 571		

(項) 4 幼稚園費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4	1	幼稚園費	46,217	530	46,747		530			
		幼稚園費	46,217	530	46,747		530			
									2 給料	306
							3 職員手当等	137		
							4 共済費	87		

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
5	1	社会教育費	634,300	5,926	640,226		5,926			
		社会教育総務費	94,456	△ 4,942	89,514		△ 4,942			
									2 給料	△ 1,779
							3 職員手当等	△ 1,861		
							4 共済費	△ 1,302		
	4	高井田文化	40,517	744	41,261		744			

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		施設費						2 給料	525	1 高井田文化施設費職員給与費 異動等に伴う増減分
							3 職員手当等	269		
							4 共済費	△ 50		
	5	公民館費	87,157	961	88,118		961	2 給料	700	1 公民館費職員給与費 異動等に伴う増減分
							3 職員手当等	335		
							4 共済費	△ 74		
	6	図書館費	173,674	9,163	182,837		9,163	2 給料	6,309	1 図書館費職員給与費 異動等に伴う増額分
							3 職員手当等	1,928		
							4 共済費	926		

(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
	6	保健体育費	130,420	1,044	131,464		1,044				
		1 保健体育総務費	57,050	1,044	58,094		1,044				
								2 給料	2,495	1 保健体育総務費職員給与費 異動等に伴う増減分	
								3 職員手当等	△ 1,015		
								4 共済費	△ 436		

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計
		給 料	職 員 手 当	計		
補 正 前	(532) 420	1,632,040	1,347,131	3,728,012	702,376	4,430,388
補 正 後	(532) 432	1,696,210	1,361,181	3,806,232	698,984	4,505,216
比 較	(0) 12	64,170	14,050	78,220	△ 3,392	74,828

職員手当の内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	通勤手当	児童手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補 正 前	48,432	180,119	30,404	26,280	72	101,022	99,209	506,802	320,051
	補 正 後	48,591	178,417	27,960	27,265	61	94,835	104,617	513,689	322,100
	比 較	159	△ 1,702	△ 2,444	985	△ 11	△ 6,187	5,408	6,887	2,049

職員手当の内 訳	区 分	住居手当	退職手当
	補 正 前	30,608	0
	補 正 後	30,214	9,300
	比 較	△ 394	9,300

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共済費	合 計
		給 料	職員手当	計		
補 正 前	(6) 420	1,632,040	1,227,409	2,859,449	580,840	3,440,289
補 正 後	(6) 432	1,696,210	1,241,459	2,937,669	577,448	3,515,117
比 較	(0) 12	64,170	14,050	78,220	△ 3,392	74,828

職員手当の内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	通勤手当	児童手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補 正 前	48,432	180,119	30,404	26,280	72	101,022	99,209	387,080	320,051
	補 正 後	48,591	178,417	27,960	27,265	61	94,835	104,617	393,967	322,100
	比 較	159	△ 1,702	△ 2,444	985	△ 11	△ 6,187	5,408	6,887	2,049

職員手当の内 訳	区 分	住居手当	退職手当
	補 正 前	30,608	0
	補 正 後	30,214	9,300
	比 較	△ 394	9,300

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	64,170	給与改定に伴う増加分	61,421		給与改定に伴う増
		その他の増加分	2,749		異動等に伴う増
職員手当	14,050	給与改定に伴う増加分	25,791	地域手当 1,780 時間外勤務手当 494 期末手当 12,518 勤勉手当 10,999	給与改定に伴う増 給与改定に伴う増 給与改定に伴う増 給与改定に伴う増
		その他の増減分	△ 11,741	扶養手当 159 地域手当 △ 3,482 通勤手当 △ 2,444 児童手当 985 特殊勤務手当 △ 11 時間外勤務手当 △ 6,681 管理職手当 5,408 期末手当 △ 5,631 勤勉手当 △ 8,950 住居手当 △ 394 退職手当 9,300	異動等に伴う増 異動等に伴う減 異動等に伴う減 異動等に伴う増 異動等に伴う減 異動等に伴う減 異動等に伴う増 異動等に伴う減 異動等に伴う減 異動等に伴う減 年度途中の退職に伴う増

議案第93号

令和5年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度柏原市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,713千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,267,014千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月22日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		273,844	1,713	275,557
	1 一般会計繰入金	273,844	1,713	275,557
歳入合計		1,265,301	1,713	1,267,014

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		37,179	1,713	38,892
	1 総務管理費	34,449	1,713	36,162
歳出合計		1,265,301	1,713	1,267,014

令和5年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 2 繰入金

(項) 1 繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
2		繰入金	273,844	1,713	275,557			
	1	一般会計繰入金	273,844	1,713	275,557			
		1 一般会計繰入金	273,844	1,713	275,557	3 職員給与費等繰入金	1,713	職員給与費等繰入金

歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1		総務費	37,179	1,713	38,892		1,713			
	1	総務管理費	34,449	1,713	36,162		1,713			
		1 一般管理費	34,449	1,713	36,162		1,713			
								2 給料	517	1 一般管理費 異動等に伴う増額分
								3 職員手当等	1,168	
								4 共済費	28	

補正予算給与費明細書

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	給 与 費			共済費	合 計
	給 料	職員手当	計		
補 正 前	12,653	7,912	23,696	4,633	28,329
補 正 後	13,170	9,080	25,381	4,661	30,042
比 較	517	1,168	1,685	28	1,713

職員手当の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	通勤手当	児童手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	住居手当
	補 正 前	0	1,266	233	0	697	3,194	2,372	150
	補 正 後	240	1,311	320	300	612	3,265	2,546	486
	比 較	240	45	87	300	△ 85	71	174	336

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	給 与 費			共済費	合 計
	給 料	職員手当	計		
補 正 前	12,653	7,564	20,217	4,113	24,330
補 正 後	13,170	8,732	21,902	4,141	26,043
比 較	517	1,168	1,685	28	1,713

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	通勤手当	児童手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	住居手当
	補 正 前	0	1,266	233	0	697	2,846	2,372	150
	補 正 後	240	1,311	320	300	612	2,917	2,546	486
	比 較	240	45	87	300	△ 85	71	174	336

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	517	給与改定に伴う増加分	407		給与改定に伴う増
		その他の増加分	110		異動等に伴う増
職員手当	1,168	給与改定に伴う増加分	254	地域手当 24 時間外勤務手当 5 期末手当 117 勤勉手当 108	給与改定に伴う増 給与改定に伴う増 給与改定に伴う増 給与改定に伴う増
		その他の増減分	914	扶養手当 240 地域手当 21 通勤手当 87 児童手当 300 時間外勤務手当 △ 90 期末手当 △ 46 勤勉手当 66 住居手当 336	異動等に伴う増 異動等に伴う増 異動等に伴う増 異動等に伴う増 異動等に伴う減 異動等に伴う減 異動等に伴う増 異動等に伴う増